

## 特記仕様書

### I 業務概要

#### 1 業務名称 令和 4 年度皇居外苑濠水浄化施設他改修設計業務

平成 21 年度に策定された「皇居外苑管理方針」「皇居外苑濠水質改善計画」に基づき、平成 22 年度に「皇居外苑濠新設濠水浄化施設基本計画」が立案されている。この基本計画に基づく形で新濠水浄化施設の建設が進められ、平成 25 年度に新濠水浄化施設の稼働を開始している。

新濠水浄化施設の処理方式は「高速凝集沈殿方式」であり、既存浄化施設の実処理能力に比べ処理能力が高く良好な処理水の供給が可能であるものの、その結果として発生汚泥量の増加を招き、下水道使用料の高騰や希釈に伴う濠水の喪失といった課題を有していた。

この課題に対応するため、平成 28 年度に「皇居外苑濠新設濠水浄化施設改修実施設計」が行われ、汚泥脱水処理導入による維持管理費の低減を目的として、各種汚泥処理設備の整備工事が平成 30 年度に竣工し、令和 4 年度現在その設備構成での運用を継続中である。

本業務は、前述する汚泥処理設備導入に伴い顕在化してきた、各種の不具合箇所に関する改善を目的とした改修設計業務である。

#### 2 計画施設概要

この自然公園等設計業務（以下「本業務」という。）の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は以下のとおりとする。

- (1) 施設名称 : 皇居外苑浄化施設
- (2) 敷地の場所 : 東京都千代田区皇居外苑 1 - 1

#### 3 履行期限 令和 5 年 3 月 1 5 日まで

#### 4 特記仕様書の適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項については、「○」印の付いたものを適用する。
- (2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

## 5 設計と条件

### (1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 : 56,702m<sup>2</sup>
- b. 用途地域及び地区の指定 : 第1種住居地域

### (2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積（国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づく計画面積）  
314.1 m<sup>2</sup>他
- b. 主要構造部及び階数 : 鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階

### (3) 工事種別

- ・新築      ・増築              ・改築              ・移転
- ・大規模な模様替え      ・大規模な修繕
- その他(改修、修繕等)

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下「共通仕様書」という。）による。

## 6 管理技術者等の資格要件(共通仕様書第3章10(2))

### (1) 管理技術者の資格要件は次のいずれかによる。

なお、受注者が個人である場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者を配置しなければならない。また、建築士については、建築士法第22条の2の講習の課程を修了した者とする。

- 建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)に規定する一級建築士
- 建築士法に規定する一級建築士又は二級建築士
- 技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士(建設部門、上下水道部門、機械部門)

### (2) ○建築士法に規定する建築設備士設備設計担当者の資格要件は次のいずれかによる。

- 建築士法に規定する建築設備士
- 建築士法に規定する設備設計一級建築士
- 技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士(建設部門、上下水道部門、機械部門)

## 7 業務計画書(共通仕様書第3章5)

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書(第5号様式)及び管理技術者等通知書(第6号様式)を作成し、調査職員に提出する。

なお、プロポーザル方式または総合評価落札方式等による手続きを経て本業務を受注した場合は、下記(1)、(3)、(4)について、技術提案書に記載があり、その内容に変更がなければ、当該様式の提出を省略できる。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成24年4月以降の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況(第6号様式「別紙1」)
- (2) 担当技術者の氏名、生年月日、所属・担当分野、保有資格、実務経験年数、平成24年4月以降の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況(第6号様式「別紙2」)
- (3) 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の商号(又は名称)、代表者名、住所、業務内容、契約金額、協力を受ける理由及び具体的内容及び担当技術者氏名(第9号様式)
- (4) 建築、構造、電気、機械以外の分担業務を追加する場合も(2)、(3)による。
- (5) 設計方針の説明に関する資料(国土交通省告示第98号別添一第1項第一号イ及び第二号イに掲げる基本設計及び実施設計の方針)
- (6) プロポーザル方式により本業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を請け負った場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

また、環境配慮型プロポーザル方式の適用業務の場合は、設計成果について、総合的な環境保全性能及び生涯二酸化炭素排出量(LCCO<sub>2</sub>)の評価を行うこと。

- (7) 総合評価落札方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、総合評価落札方式により設計業務を請け負った場合には、技術提案書に記述した提案について、原則として業務計画書に記載しなければならない。

- (8) 業務工程表(第4様式)

a 実施設計

- ・ 建築(意匠)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- ・ 建築(構造)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- ⊙ 電気設備実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
- ⊙ 機械設備実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
- ・ 展示実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
- ・ 屋外整備実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)

上記の業務内容の項目	
⊙ 要求等の確認	⊙ 発注者の要求等の確認 ⊙ 設計条件等の変更等の場合の協議
⊙ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	⊙ 法令上の諸条件の調査 ⊙ 計画通知に係る関係機関との打合せ

<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施設計方針の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合検討</li> <li>○実施設計のための基本事項の確定</li> <li>○実施設計方針の策定及び発注者への説明</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計図書の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施設計図書の作成</li> <li>・計画通知図書の作成</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○概算工事費の検討</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施設計内容の発注者への説明等</li> </ul>	

b その他

- 設計内容の説明等に用いる資料等の作成(各種技術資料を含む。)
- 業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成
- 工事費概算書の作成
  - ・ ( )
- 設計対象項目
  - (1) 高速凝集沈殿ユニットと汚泥処理設備との連動制御の追加
  - (2) 汚泥返流水の返流先変更(汚泥濃縮槽)及びドレン配管の改修(一部透明化、勾配設置、清掃口取付等、維持管理性向上に向けた施策を検討する)
  - (3) 各種ドレン配管清掃時における床面排水対策
  - (4) 汚泥貯留槽攪拌ブロワの吐出量増強(2倍を目安)
  - (5) 濃縮汚泥引抜ポンプの形式変更(無閉塞型汚泥ポンプから一軸ねじ式汚泥ポンプ…粘性汚泥対応)
  - (6) 受水槽コンクリート面補修及び防水塗装
  - (7) 汚泥脱水機スクリー軸更新対策(周辺手摺移設、吊上用レール設置等)
  - (8) 2階ケーキ搬出コンベヤ周辺床面排水口追加設置
  - (9) No. 1, 2 汚泥貯留槽連絡配管設置(槽内水位バランス調整用)
  - (10) 汚泥脱水機自動運転対策(汚泥量・汚泥濃度による自動運転や関連ポンプの回転数制御等の対策検討)
  - (11) ろ過水ポンプ(P-02C)交換
  - (12) マイクロサンド補充作業省力化対策  
 マイクロサンド(25Kg/袋)の投入部高さまでの吊上及び水平移動及びホッパ部投入に至る一連の補充作業の省力化対策(簡易クレーン設置等)

(13) 各種濁度計/濃度計表示単位統一

処理水濁度：ppm 表示

No. 1/No. 2 原水濁度計：NTU 表示

重力濃縮汚泥濃度計：%表示

供給汚泥濃度計：%表示

a 実施設計

○積算業務

・建築積算業務 (積算算出書(積算数量調書を含む)の作成、単価資料(代価表・別紙明細を含む)の作成、見積の徴取、見積検討資料及び見積一覧表の作成)

○電気設備積算業務 (積算算出書(積算数量調書を含む)の作成、単価資料(代価表・別紙明細を含む)の作成、見積の徴取、見積検討資料及び見積一覧表の作成)

○機械設備積算業務 (積算算出書(積算数量調書を含む)の作成、単価資料(代価表・別紙明細を含む)の作成、見積の徴取、見積検討資料及び見積一覧表の作成)

・展示積算業務 (積算算出書(積算数量調書を含む)の作成、単価資料(代価表・別紙明細を含む)の作成、見積の徴取、見積検討資料及び見積一覧表の作成)

○リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底)について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

○概略工事工程表の作成

○コスト縮減検討報告書の作成

実施設計時に、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

- ① コスト縮減中間報告書に記載した事項の、実施設計段階での検討結果(コスト縮減提案の最終採否)
- ② その他、実施設計時に超すと縮減対策として採択した事項

8 業務の実施

(1) 一般事項

- a 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- b 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(2) 提出書類

本業務の実施に当たっては、別表 1 の書類を各 1 部、遅滞なく提出すること。

(3) 電子納品対象業務

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

(4) 打合せ及び記録(共通仕様書第 3 章 14(2))

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

a 業務着手時

b 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

c その他( )

(5) 貸与資料等

a 基本計画書

○基本計画書

○基本計画概要

b 既存設計図書等

○既存建築設計図書一式

○既存工作物設計図書一式

c 既存資料

○平成 28 年度皇居外苑濠水浄化施設改修実施設計業務

○令和 4 年度皇居外苑濠水浄化施設 改善候補項目に対するコメント

○皇居外苑汚泥処理設備\_汚泥脱水機インバータ化について

d 資料の貸与及び返却

○貸与資料

(上記等)

○貸与・返却場所

(皇居外苑 )

○引渡・返却時期

(協議 )

(6) 請負代金額の変更(契約書第 29 条)等

○建築設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延べ面積又は工事費と、当初の設計業務等の請負代金額の積算の基とした延べ面積又は工事費との差による業務人・時間数の変更は、原則として行わない。

○本業務の契約変更を行う場合又は本業務と関連する業務(当該工事に係る工事監理業務を含む)を本業務受注者と随意契約する場合の請負代金額の算定は、本業務の落札率(当初契約額÷当初設計額)を変更対象となる業務価格又は関連業務の業務価格に乗じた額で行うものとする。

(7) 部分払(契約書第 39 条)

受注者は契約書の規定に基づき部分払を請求するときは、当該請求に係る既履

行部分における成果品等の資料を整理し、検査を受けなければならない。

(8) 指定部分の範囲（契約書第 40 条）

（ ）

(9) 成果物等の情報の適正な管理

a 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を順守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

1) 5. に規定する成果物（未完成の成果物を含む。）2) その他業務の実施のため、作成され、または交付、貸与等されたもの。

等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

①発注者の承諾なく成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。

②業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

③成果物等の情報の送信または運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信または運搬にあたってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

④サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。

⑤貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、4（5）により発注者に返却する。

⑥契約の履行に関して知り得た秘密については契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取り扱いに注意する。

b 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたことまたは生じた恐れが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

c 上記 a 及び b の規定は、契約終了後も対象とする。

d 上記 a、b 及び c の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(10) 成果物の提出場所：環境省皇居外苑管理事務所

(11) 成果物の取り扱いについて

提出された原図及び CAD データについては、その写し又はその PDF データを入札に係る資料として貸与若しくは公開に利用することがある。また、提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成に使用するなど、建築設計業務請負契約書第 8 条第 1 項の規定

の範囲内で使用することがある。

(12) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再請負させる場合は次の事項を条件とすること。

- ①写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ②次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
  - 1)写真を公表すること
  - 2)写真を他人に閲覧させ、複製させ、または譲渡すること。

(13) 業務実績情報の登録について(共通仕様書第3章4(3))

請負金額 100 万円を超える業務については、業務完了後 10 日(ただし、土、日曜及び祝日等は除く)以内に、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録する。なお、登録に先立ち、調査職員の確認を受けること。

(14) 再生資材の使用について

工事において使用する資材は、再生資材を積極的に使用すること。

(15) その他

本業務で設計対象となった建物等がかし検査等の対象となった場合は、協力等を要請することがある。

(16) 適用基準等(共通仕様書第3章3(1))

本業務にあたっては関係法令及び政府実行計画に従うほか、国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等(国土交通省等ホームページ参照)を適用する。(特記なき場合は国土交通省が制定又は監修)

受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

◎：官庁統一基準

a. 共通

- ◎自然公園等施設技術指針[環境省自然環境局自然環境整備課](最新版)
  - ・官庁施設の基本的性能基準 (最新版)
  - ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準◎ (最新版)
  - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (最新版)
  - ・官庁施設の環境保全性基準◎ (最新版)
  - ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (最新版)
  - ・建築設計業務等電子納品要領 (最新版)
  - ・官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】(最新版)
  - ・建築物解体工事共通仕様書 (最新版)
  - ・官庁施設の防犯に関する基準 (最新版)
  - ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン (最新版)

- ・ 公共建築工事積算基準◎ (最新版)
  - ◎ 公共建築工事積算基準等資料 (最新版)
  - ◎ 公共建築工事標準単価積算基準◎ (最新版)
  - ◎ 公共建築工事積算研究会参考歩掛り (最新版)
  - ・ 建築物に利用した木材にかかる炭素貯蔵量の表示ガイドライン及び炭素貯蔵量計算シート (最新版)
- b. 建 築
- ◎ 建築工事設計図書作成基準 (最新版)
  - ◎ 建築工事設計図書作成基準の資料 (最新版)
    - ・ 敷地調査共通仕様書 (最新版)
  - ◎ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）◎ (最新版)
  - ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）◎ (最新版)
    - ・ 公共建築木造工事標準仕様書◎ (最新版)
  - ◎ 建築設計基準 (最新版)
  - ◎ 建築設計基準の資料 (最新版)
    - ・ 建築構造設計基準 (最新版)
    - ・ 建築構造設計基準の資料 (最新版)
    - ・ 建築工事標準詳細図 (最新版)
    - ・ 木造計画・設計基準 (最新版)
    - ・ 木造計画・設計基準の資料 (最新版)
    - ・ 営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事編) (最新版)
    - ・ 構内舗装・排水設計基準 (最新版)
    - ・ 表示・標識標準 (最新版)
    - ・ 擁壁設計標準図 (最新版)
  - ◎ 建築改修設計基準 (最新版)
    - ・ 建築鉄骨設計基準 (最新版)
    - ・ 標準案内用図記号 (最新版)
- c. 建築積算
- ◎ 公共建築数量積算基準◎ (最新版)
  - ◎ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）◎ (最新版)
  - ◎ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）◎ (最新版)
- d. 設 備
- ◎ 建築設備計画基準 (最新版)
  - ◎ 建築設備設計基準 (最新版)

- ◎建築設備工事設計図書作成基準 (最新版)
- ◎公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)◎ (最新版)
- ◎公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)◎ (最新版)
- ◎公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)◎ (最新版)
- ◎公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)◎ (最新版)
- ◎公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)◎ (最新版)
- ◎公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)◎ (最新版)
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準 (最新版)
- ・建築設備耐震設計・施工指針 (最新版)  
[一般財団法人日本建築センター]
- ・建築設備設計計算書作成の手引 (最新版)  
[一般財団法人公共建築協会]
- ・営繕工事積算チェックマニュアル(電気設備工事編) (最新版)
- ・営繕工事積算チェックマニュアル(機械設備工事編) (最新版)

e. 設備積算

- ◎公共建築設備数量積算基準※ (最新版)
- ◎公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)◎ (最新版)
- ◎公共建築工事見積標準書式(設備工事編)◎ (最新版)

9 成果物及び提出部数

(1) 実施設計

別表 3 による。

(2) 留意事項

建築(構造)の成果物は、建築(総合)設計の成果物の中に含めることができる。設計図は、適宜、追加してもよい。

文字ポイント等、統一的な事項に関しては調査職員の指示に従うこと。

成果物の電子データは、DVD-R等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-R等に必ずラベルにより付記して提出し、ファイル形式は、以下のとおりとする。

①資料ファイル

資料ファイルのファイル形式についてはPDF形式とする。

②図面ファイル

CADデータ交換フォーマットは原則としてSFX形式とし、1図面1ファイルとなるよう作成する。ただし、補足資料としてCADソフトがソフト内部で管理している独自のデータ形式(オリジナル形式)も併せて納品するものとす

る。

③工事費内訳明細書ファイル（数量調書を含む）

工事費内訳明細書は、エクセル形式（ファイル形式は次項による。）並びに PDF 形式で出力したものを併せて納品すること。ファイルを作成するために必要なソフトウェアについては受注者が用意すること。

④オリジナルファイル

本仕様書で特に定めのあるものを除き、オリジナルファイルを作成するソフト及びファイル形式については、受注者が決定することができる。ただし、可能な限り汎用的なソフトを利用するよう努める。

⑤上記①～④以外の電子データの仕様

（ア）Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

（イ）使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

ア) 文章:Microsoft 社 Word (ファイル形式は「office2010(バージョン 14)」以降で作成したもの。)

イ) 計算表:表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「office2010(バージョン 14)」以降で作成したもの。)

ウ) プレゼンテーション資料: Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの。)

エ) 画像: BMP 形式又は JPEG 形式

（ウ）（イ）による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(3) 設計図等

a 設計原図の材質

・トレーシングペーパー

○コピー用紙

b 設計原図の大きさ

○別表による ・ A 1 判 ・ A 2 判 ○ A 3 判

c 縮小製本

○作成する ・作成しない

・ A 2 判 ○ A 3 判

○ (2) 部

○合本 ・分冊 ( )

(4) 図面の形式等

a 図面の形式は次に示すほか、建築工事設計図書作成基準による。

b 表題欄は次による。

1)表紙には次の発注機関審査欄を設ける。

工事名称					工事年度		
工事場所					公園名称		
発注機関							
審 査	課長	補佐	専門官	担当者	設計者	名 称	
						資格者氏名	
						登録番号	
						所 在 地	

\* 審査欄は、検査に合格後、審査者名を記入すること。

2)設計図には次の設計者欄を設ける。

工事名称					工事年度		
工事場所					図面名称		
発注機関						縮 尺	
公園名称					図面番号		
検 査					設計者	名 称	
						資格者氏名	
						登録番号	
						所 在 地	

※ 設計者欄等に建築士法上必要な事項を表示すること。

検査欄には、業務計画書に記載された管理技術者、各主任担当技術者、担当者（協力事務所を含む。）がそれぞれ検査を行い、一切の遺漏なく完成したことを確認したうえで記名すること。

(5) 設計図書作成について

設計図書の作成に際しては、以下の確認・検討作業を実施し、成果品への確実な反映を図ること。

1) 機械設備

a フローシート（今回・撤去）の作成に際しては、c項に示す既往完成図書における既設フローシート、機器製作図、メーカー仕様書、機器配置図、配管平面図及び断面図、各種配管スケルトン図及び現地調査による機器銘板の確認結果による相互確認した上で、その確認結果に基づく作図を実施すること。また、作図に際しては最新のフローシートとしての構成最適化を図るとともに、機器仕

様や負荷容量，電源仕様，配管材質・口径，配管系統の確実な反映を図ること。

- b 配置・配管計画図（今回・撤去）の作成に際しては、c 項に示す既往完成図書における機器配置図，配管平面図及び断面図，各種配管スケルトン図，基礎図，配管サポート図，配管サポート位置図，鋼製架台図を相互確認した上で、その確認結果に基づく作図を実施すること。また、現地調査にて作成した図面と現地との照合を実施し、既設設備との不整合の無い図面を作成すること。
- c 機械設備設計において相互確認を実施する既往完成図書は以下の通りとするが、過年度施工・改修実績に基づき適宜追加すること。
  - ・皇居外苑濠水浄化施設改修工事 完成図書
  - ・皇居外苑(11)濠水浄化設備工事 完成図
  - ・皇居外苑(11)濠水浄化設備工事 機器完成図 (2/3)
  - ・濠水浄化施設改修処理設備 配管完成図
  - ・濠水浄化施設改修工事 建築設備変更図
  - ・皇居外苑濠水浄化施設実施設計 Vol.4/5

## 2) 電気設備

- a 単線結線図作成に際しては、e 項に示す既往完成図書における既設単線結線図，配線系統図，接地極埋設図，メーカー仕様書，動力負荷接点リスト，機械設備設計側の負荷容量及び現地調査による個別機器仕様の相互確認した上で、その確認結果に基づく作図を実施すること。また、作図に際しては最新の単線結線図としての構成最適化を図るとともに既設機器仕様・容量・台数の確実な反映を図ること。
- b 計装フローシート作成に際しては、e 項に示す既往完成図書における既設計装フローシート，配線計画図，配線系統図，各種計装機器メーカー仕様書及び現地調査による個別機器仕様の相互確認した上で、その確認結果に基づく作図を実施すること。また、作図に際しては最新の計装フローシートとしての構成最適化を図るとともに既設計装機器仕様，測定レンジ，計装値表示先及び計装関連機器（アレスター・ディストリビュータ・アイソレータ等）の明示を図ること。
- c 配線系統図作成に際しては、e 項に示す既往完成図書における既設単線結線図，配線系統図，配線図，接地系統図，ケーブル布設表，メーカー仕様書，動力負荷接点リストを相互確認した上で、その確認結果に基づく作図を実施すること。また、作図に際しては最新の配線系統図としての構成最適化を図るとともに既設配線（種類・サイズ・芯数・シールド有無）・配管・ラック・ダクト仕様の確実な反映を図ること。
- d 配線図（今回・撤去）の作成に際しては、e 項に示す既往完成図書における既設配線図，各種機器の外形寸法図，配線系統図，接地配線図，接地極埋設図，ケーブルラックルート図，配管サポート図を相互確認した上で、その確認結果に

基づく作図を実施すること。また、現地調査にて作成した図面と現地状況の照合を実施し、既設設備との不整合の無い図面を作成すること。

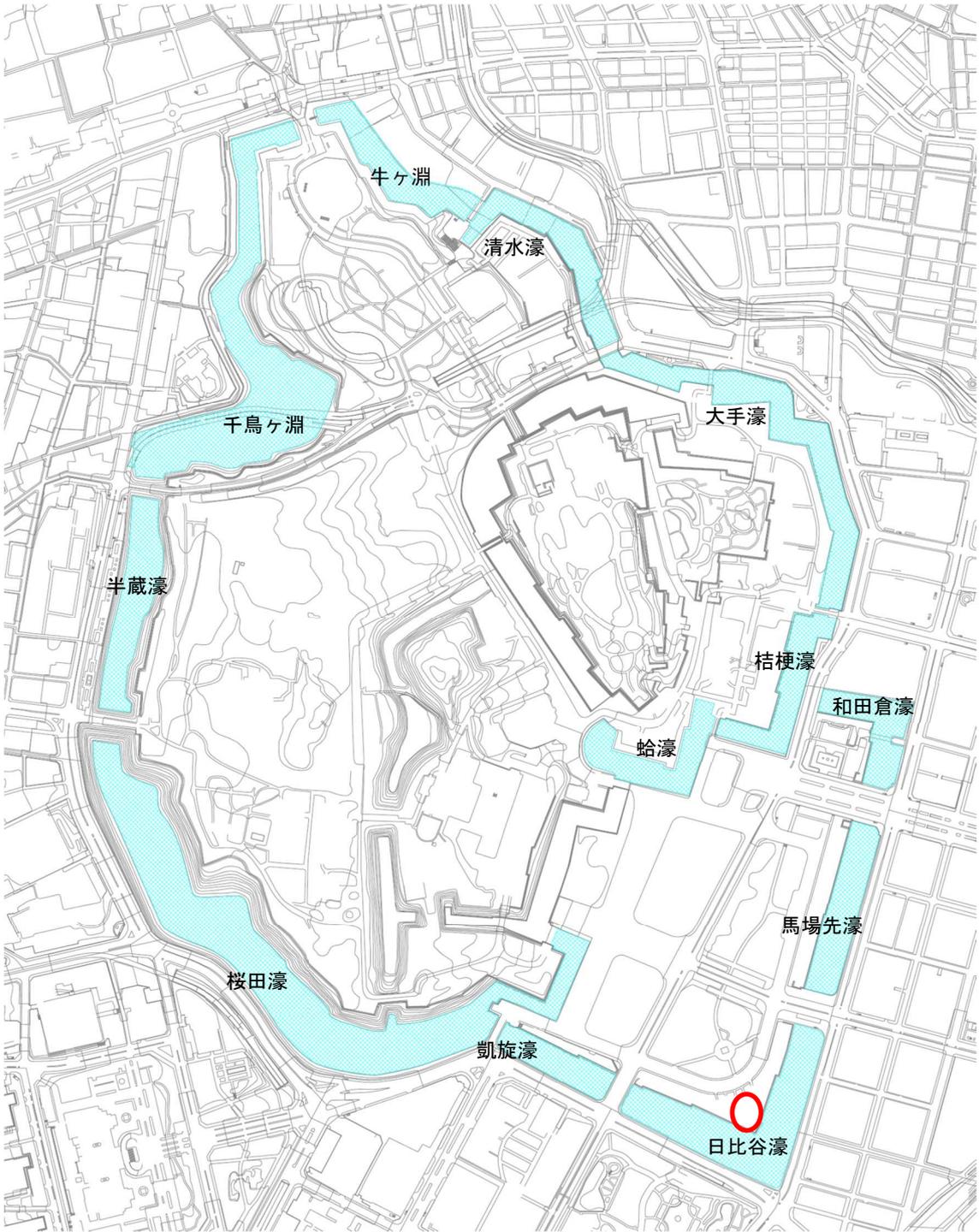
e 電気設備設計において相互確認を実施する既往完成図書は以下の通りとするが、過年度施工・改修実績に基づき適宜追加すること。

- ・ 皇居外苑濠水浄化施設改修工事 完成図書
- ・ 皇居外苑(11)濠水浄化設備工事 完成図
- ・ 皇居外苑(11)濠水浄化設備工事 機器完成図 (1/3)
- ・ 皇居外苑(11)濠水浄化設備工事 機器完成図 (2/3)
- ・ 皇居外苑(11)濠水浄化設備工事 機器完成図 (3/3)
- ・ 皇居外苑濠水浄化施設改修工事 (監視制御盤 CP-1-1)
- ・ 濠水浄化施設改修工事 電気計装系統変更図
- ・ 皇居外苑濠水浄化施設電力設備工事
- ・ 皇居外苑濠水浄化施設実施設計 Vol.4/5
- ・ 皇居外苑濠水浄化施設実施設計 Vol.5/5

(6) その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

位置図



位置図



## 実施設計業務成果物リスト

業務名称：令和4年度皇居外苑濠水浄化施設他改修設計業務

○印を付したものを適用する。

成果物	原図	複製版	サイズ	備考
b.実施設計図				
1) 建築（意匠）				
・ 建築（意匠）図面				
表紙				
図面目録				
特記仕様書				
工事区分表				
敷地案内図				
敷地現況図				
配置図				
面積表及び求積図				
仕上表				
平面図				
立面図				
断面図				
矩計図				
平面・断面・部分詳細図				
展開図				
天井伏図				
建具位置図				
建具表				
工作物等詳細図				
外構詳細図				
植栽図				
仮設計画図				
・ 計画通知図書等				
・ 中高層建築物の届出書				
・ 屋外整備計画図				
・ 日影図				
・ 防火区画図				
・ 色彩計画図				
・ ( )				
・ ( )				

## 実施設計業務成果物リスト

業務名称：令和4年度皇居外苑濠水浄化施設他改修設計業務

○印を付したものを適用する。

成果物	原図	複製版	サイズ	備考
2)建築（構造） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築（構造）図面<ul style="list-style-type: none"><li>構造関係共通事項</li><li>基礎伏図</li><li>各階床伏図</li><li>軸組図</li><li>部材断面リスト図</li><li>構造詳細図</li><li>使用構造材料一覧表</li><li>基礎・地盤説明書</li><li>施工方法等計画書</li></ul></li><li>・ 構造計算概要書</li><li>・ 構造計算書</li><li>・ 計画通知図書等</li><li>・ ( )</li></ul>				

## 実施設計業務成果物リスト

業務名称：令和4年度皇居外苑濠水浄化施設他改修設計業務

○印を付したものを適用する。

成果物	原図	複製版	サイズ	備考
3)電気設備				
○ 共通図面				
表紙【単独発注の場合】	1部		A3	
図面目録	1部		A3	
特記仕様書	1部		A3	
全体配置図・位置図	1部		A3	
○ 電力設備				
配線図	1部		A3	
撤去配線図	1部		A3	
分電盤単線接続図				
制御盤単線接続図・動作ブロック図	1部		A3	浄化設備動力制御盤
系統図	1部		A3	配線系統図
電気自動車充電装置仕様				
電熱制御盤接続図				
同一図面に集約を図る工事種目等				
電灯設備				
動力設備				
電気自動車用充電設備				
電熱設備				
・ 雷保護設備				
立面図				
配線図				
○ 受変電設備				
単線結線図	1部		A3	
機器仕様・ブロックスケルトン図				
配置図・配線図				
・ 電力貯蔵設備				
単線接続図・機器仕様・動作ブロック図				
配線図				
・ 発電設備				
機器仕様・単線接続図・系統図・動作ブロック図				
配置図・配線図・燃料配管図				





## 実施設計業務成果物リスト

業務名称：令和4年度皇居外苑濠水浄化施設他改修設計業務

○印を付したものを適用する。

成果物	原図	複製版	サイズ	備考
配管系統図				
配管平面図				
同一図面に集約を図る工事種目等				
衛生器具設備				
給水設備				
排水設備				
給湯設備				
ガス設備				
消火設備				
・ 消火設備				
機器表				
配管系統図				
配管平面図				
同一図面に集約を図る工事種目等				
スプリンクラー				
不活性ガス消火				
ハロゲン化合物消火等				
泡消火				
・ 厨房設備				
機器表				
機器配置図				
・ 雨水利用設備				
処理フロー図				
システム構成図				
機器表				
平面図				
・ 排水再利用設備（濠水浄化設備）				
処理フロー図	1部		A3	
システム構成図				
機器表				
配置平面図	1部		A3	
配置断面図	1部		A3	
各種撤去図	1部		A3	
・ 浄化槽設備				
機器表				
平面図				
・ し尿処理設備				
機器表				
平面図				

## 実施設計業務成果物リスト

業務名称：令和4年度皇居外苑濠水浄化施設他改修設計業務

○印を付したものを適用する。

成果物	原図	複製版	サイズ	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーター設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様表</li> <li>平面図</li> <li>出入口立面図</li> <li>昇降路平面図</li> <li>機械室平面図</li> <li>昇降路断面図</li> </ul> </li> <li>同一図面に集約を図る工事種目等 <ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーター設備</li> <li>小荷物専用昇降機設備</li> </ul> </li> <li>・ 空気調和設備設計計算書</li> <li>・ 給排水衛生設備設計計算書</li> <li>・ エレベーター設備設計計算書</li> <li>・ 計画通知図書等</li> <li>・ 消防用設備等計画書</li> <li>・ エネルギーの使用の合理化に関する法律による届出書</li> <li>・ ( )</li> </ul>				
<p>5)展示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意匠設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>表紙【単独発注の場合】</li> <li>図面目録</li> <li>特記仕様書</li> <li>工事区分表</li> <li>敷地案内図</li> <li>配置図</li> <li>面積表及び求積図</li> <li>仕上表</li> <li>平面図</li> <li>立面図</li> <li>断面図</li> <li>矩計図</li> <li>平面・断面・部分詳細図</li> <li>展開図</li> <li>天井伏図</li> </ul> </li> <li>・ 展示装置、什器等の詳細図</li> <li>・ 情報伝達装置、造形等に関する詳細図</li> <li>・ 映像、音響等装置のシナリオの作成</li> </ul>				



## 実施設計業務成果物リスト

業務名称：令和4年度皇居外苑濠水浄化施設他改修設計業務

○印を付したものを適用する。

成果物	原図	複製版	サイズ	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示</li> <li>・ ( )</li> </ul>				
d. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 透視図（外観・内観）</li> <li>・ 模型</li> <li>・ 設計概要リーフレット</li> <li>・ 防災計画書</li> <li>・ 建築物エネルギー消費性能確保計画</li> <li>・ 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画</li> <li>・ 省エネルギー関係計算書</li> <li>○ 概略工事工程表</li> <li>・ 仮設検討図</li> <li>・ ( )</li> </ul>				
e. 資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種技術資料</li> <li>・ 構造計算データ</li> <li>○ 各記録書</li> <li>・ 建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量計算書</li> <li>・ ( )</li> </ul>				